

現行プラン	次期プラン（案）
<p>子ども・思春期</p> <p>(1)ライフプラン教育の推進 (P.8)(P.28~29) →</p> <p>(2)子どもの貧困対策 (P.8)(P.58~60)</p> <p>(3)児童虐待の防止 (P.8)(P.62~63)</p> <p>(4)社会的養護の推進 (P.9)(P.64~65) →</p> <p>(5)子どもの育ちを支える取組の推進 (P.9~10)</p> <p>(6)不登校やいじめ等への対応 (P.10)</p> <p>(7)健全育成の推進 (P.11)</p>	<p>子ども・思春期</p> <p>(1)ライフデザインの促進 ライフプラン（生涯生活設計）を立てるためには、価値観に基づく生き方（デザイン）を明確にすることが重要であるため、項目名を「ライフデザイン」とする。 (第三次行動計画の文中表現に同じ。)</p> <p>(2)子どもの貧困対策 <b>重点</b></p> <p>(3)児童虐待の防止 <b>重点</b></p> <p>(4)社会的養育の推進 <b>重点</b> 平成 29 年に公表された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて県の計画を改定することから、項目名を同計画に合わせて「社会的養育」とする。</p> <p>(5)子どもの育ちを支える取組の推進</p> <p>(6)不登校やいじめ等への対応</p> <p>(7)健全育成の推進</p>
<p>若者／結婚</p> <p>(8)若者の雇用対策 (P.12)(P.30~31) →</p> <p>(9)出逢いの支援 (P.12)(P.32~35)</p> <p>(10)困難を有する子ども・若者への支援 (P.12~13)</p> <p>(11)自殺対策 (P.13)</p>	<p>若者／結婚</p> <p>(8)若者等の雇用対策 <b>重点</b> 取組内容に「就職氷河期世代への支援」を追加し、項目名を「若者等」とする。</p> <p>(9)出逢いの支援</p> <p>(10)困難を有する子ども・若者への支援</p> <p>(11)自殺対策</p>
<p>妊娠・出産</p> <p>(12)不妊に悩む家族への支援 (P.14)(P.36~39)</p> <p>(13)切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 (P.14)(P.40~43)</p> <p>(14)周産期医療体制の充実 (P.14)(P.44~45)</p>	<p>妊娠・出産</p> <p>(12)不妊に悩む家族への支援 <b>重点</b></p> <p>(13)切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 <b>重点</b></p> <p>(14)周産期医療体制の充実 <b>重点</b></p>
<p>子育て</p> <p>(15)幼児教育・保育、地域子育ての推進 (P.15~16)(P.46~48)</p> <p>(16)男性の育児参画の推進 (P.16)(P.50~53)</p> <p>(17)小児医療の充実 (P.16)</p> <p>(18)在宅での療育・療養支援 (P.17)(P.44~45) →</p>	<p>子育て</p> <p>(15)幼児教育・保育、地域子育ての推進 <b>重点</b></p> <p>(16)男性の育児参画の推進 <b>重点</b></p> <p>(17)小児医療の充実</p> <p>(18)医療的ケアを必要とする子どもへの支援 <b>重点</b> 「在宅での療育・療養支援」のうち、「在宅での療養支援」を「(17)小児医療の充実」に含め、「在宅での療育支援」を「(18)医療的ケアを必要とする子どもへの支援」とする。 医学の進歩を背景として、医療的ケア児が増加している。平成 28 年の児童福祉法改正により、地方公共団体に対し、保健、医療、福祉、保育・教育機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定され、総合調整するコーディネーターの育成がはじまったばかりであるほか、今後、コーディネーターを含め医療的ケア児を支援する者へ助言指導を行う体制（スーパーバイズチーム）の構築も求められている。</p>
<p>(19)ひとり親家庭等の自立促進 (P.17~18)(P.58~60)</p> <p>(20)障がい児施策の充実 (P.18~19)(P.66~68)</p>	<p>(19)ひとり親家庭等の自立促進 <b>重点</b>（「子どもの貧困対策」の一部として）</p> <p>(20)障がい児施策の充実 <b>重点</b>（発達支援が必要な子どもへの対応について）</p>

現行プラン	次期プラン（案）
<p>働き方                      (21)子育て期女性の就労に関する支援 (P.20)(P.54~55)                      (22)長時間労働の抑制、ワーク・ライフ・バランスの推進 (P.20)(P.56~57)                      (23)マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない                      職場づくり (P.20) (P.56~57)</p> <p>(第3章 県民の意識の高まり、環境の整備等)                      (A)県民の意識の高まり、さまざまな主体による取組の促進 (P.21~22)                      (B)安全・安心のまちづくり等環境整備 (P.23)                      (C)安全で安心な情報環境の整備 (P.24)                      (D)外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり (P.25)</p>	<p>働き方                      (21)子育て期女性の就労に関する支援 <b>重点</b>                      (22)長時間労働の抑制、ワーク・ライフ・バランスの推進 <b>重点</b>                      (23)ハラスメントのない職場づくり <b>重点</b> ハラスメントはこの2つに限らないことから（令和元年5月成立の法改正では、事業主におけるパワハラ防止措置義務が規定された。）、変更する。</p> <p>環境の整備等                      取組全体のベースとしての「縁を育む、縁で支える」「協創」の説明箇所に「さまざまな主体による取組の促進」の内容を含めることを検討しています。（「第2章 第3節」に入れることを考えています。）</p> <p>(24)安全・安心のまちづくり等環境整備                      「(7)健全育成の推進」のところに内容を含めることを検討しています。</p> <p>(25)外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり</p>